

一般社団法人岐阜県鍼灸師会 内規

(総則)

第1条 定款第26条に基づき会則を定める。

(県内社員A)

第2条 この法人の正社員その他、次の各号に該当する場合には、正社員と同様、入会申込書を提出し、理事会の承認を得た者は県内社員Aとして認める。ただし過去に岐阜県内にて保健所へ開業、往療の届け出を行った場合は新規開業と認められず正社員として入会登録を行うこと。

- (1) 岐阜県に新規開業3年未満。
- (2) 他県より移転して、岐阜県内に新規開業3年未満。
- (3) 入会は開設者のみ。
- (4) 年度の途中での入会の場合、その年度を1年と数える。
- (5) 県内社員3年経過の後、正社員になる意思がある者。
- (6) 全ての議決権は有しない。
- (7) 県内社員A時は、(公社)日本鍼灸師会をはじめとする(公財)東洋療法試験財団に關与する研修会等に参加をして資質向上に努めなければならない。
- (8) 当会主催の生涯研修会には2回/年以上の参加を切望する。
- (9) (8)に満たさない場合は次年度より正社員とする。

(県内社員A会費)

第3条 県内社員Aは24,000円(内訳:日本鍼灸師会会費、連盟費、賠償保険料)とする。

(県内社員B)

第4条 この法人の正社員その他、次の各号に該当する場合には、正社員と同様、入会申込書を提出し、理事会の承認を得た者は県内社員Bとして認める。

- (1) はり師・きゅう師免許取得後3年未満かつ岐阜県内に新規開業3年未満。
- (2) 入会は開設者のみ
- (3) 年度の途中での入会の場合、その年度を1年目と数え免許取得後最大3年までを期限とする(取得後2年目で入会の場合、入会3年目は県内社員Aへ変更とし、3年目で入会の場合は、入会2年目から県内社員Aへ変更とする)。
- (4) 県内社員Bは免許取得3年経過の後、県内社員A又は正社員になる意思がある者。

- (5) 全ての議決権は有しない。
- (6) 県内社員 B 時、(公社)日本鍼灸師会をはじめとする(公財)東洋療法試験財団に關与する研修会等に参加をして資質向上に努めなければならない。

(県内社員 B 会費)

第 5 条 県内社員 B は 10,000 円 (内訳: 賠償保険料) とする。

(勤務社員)

第 6 条 この法人の正社員その他、次の各号に該当する場合には、正社員と同様、入会申込書を提出し、理事会の承認を得た者は勤務社員として認める。

- (1) はり師・きゅう師資格を保有し、岐阜県内で勤務している者。具体的には病院・施設・鍼灸院等で常勤、パート、アルバイト、契約社員等として時給または給料制で勤務している者のみを指し、歩合制等個人収入を得る者は正社員とする。
- (2) 賠償責任保険については未加入。
- (3) 全ての議決権を有する。

(勤務社員会費)

第 7 条 勤務社員は 20,000 円 (内訳: 岐阜県鍼灸師会会費) とする。

(学生社員)

第 8 条 この法人の正社員その他、次の各号に該当する場合には、正社員と同様、入会申込書を提出し、理事会の承認を得た者は学生社員として認める。

- (1) 岐阜県のはり師・きゅう師の養成学校に在籍している者、または岐阜県内に在住している学生 (専門学校・大学)。
- (2) 鍼灸大学院や他大学大学院は対象外。
- (3) 全ての議決権は有しない。
- (4) 当会主催の生涯研修会には無料で参加できる。

(学生社員会費)

第 9 条 学生社員は 2,000 円とする。

(休業補償等手当支払い)

第 10 条 役員の休業補償等について下記の通り定める。

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 代議員総会 (1 日) | 5,000 円 |
| (2) 東海北陸ブロック会議 (2 日) | 10,000 円 |

(オンラインの場合1回につき 5,000円)

- (3) 賃借料(会長)(資料・書類発送等含) 年120,000円
- (4) 休業補償費(会計)(会計処理に関する手続き) 年20,000円
- (5) 諸手続代行(県庁・会計事務所・行政書士等) 年30,000円まで
- (6) 理事手当(役員会費) 年5,000円
- (7) その他会務出席(県師会・他県師会等) 各5,000円
- (8) 師会長会議、各部長会議については不支給
その他、全国大会(東海北陸ブロック内の主催県がある場合は除く)・三
県合同研修会等自費による参加について不支給
- (9) 理事会交通費を除いた手当については、会費収入(日本鍼灸師会会費、
連盟費、賠償保険料金を除く)の20%以内になるように、その時の状
況に応じて適宜変更し、金額の変更については理事会にて諮ること

(弔慰金)

第11条 社員が死亡した場合、遺族に対して次により弔慰金10,000円を支給する。

(理事の解任について)

第12条 一般社団法人の理事は、①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、あるいは、②心身の故障のため。職務を執行に支障があり、又はこれに堪えないときのいずれかに該当するときに、解任することができることから、改選の際に解任決議を行うこと。

(会費について)

第13条 現社員の会費納入方法・金額、入退会時による会費の金額を下記の通り定める。

(1) 現社員

正社員

全期一括納入 44,000円(支払期日6月30日まで)

分納の場合 前期分 24,000円(支払期日6月30日まで)

後期分 20,000円(支払期日11月30日まで)

県内社員A・県内社員B・勤務社員・学生社員

一括納入(支払期日6月30日まで)

(2) 社員入会時

正社員

4月1日～9月30日まで 44,000円

10月1日～3月31日まで 22,000円

県内社員 A・県内社員 B・勤務社員・学生社員
途中入会に関わらず、一括納入

(3) 社員退会時（理由に関係なく会費の返金はしない）

正社員

4月1日～9月30日まで 24,000円（支払期日6月30日まで）
10月1日～3月31日まで 44,000円
（支払期日11月30日まで）

県内社員 A・県内社員 B・勤務社員・学生社員

4月1日～3月31日

一括納入につき退会希望者は前年度末までに申し出ること

（被災時のお見舞い金について）

第14条 お見舞い金 年度毎の予算内で最大10,000円（予算を対象人数で分ける）
支給基準 ・風水風雪、土砂崩れ、地震、火災による施術所または家屋の損壊
（部分のみでも支給）
・社員の怪我（程度にかかわらず）
口頭のみ確認にて支給（振込先等の確認は後日会計が行う）

（会務交通費・宿泊費について）

第15条 交通費 代議員総会や部長会議、学校入・卒業式等、会務のために出席された場合、公共交通機関利用の領収書に沿った額を支給する。自家用車の場合、自宅から会場までの距離を勘案した費用を支給する（要提出：高速道路代、燃料費などの領収書）。但し、会や学校等から交通費が支給されている場合は支給しない。

第16条 宿泊費 代議員総会や部長会議等（学会出席等は除く）や複数日をまたぐ会議等を会務のために出席するにあたり宿泊が必要な場合、最大8,000円／泊を支給する。但し、大阪や東京など日帰りが可能な場合は支給しない。

附 則

この内規は、令和5年5月14日から施行する。